

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名		都市建設部 都市建設政策課
許 認 可 等 名		栈橋（係留・使用）許可の使用料の減免
根 拠 法 令		徳島市栈橋の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項		第 8 条
連 絡 先		（電話 6 2 1 － 5 4 9 3）
審 査 基 準	基 準	1 徳島市栈橋の設置及び管理に関する条例（平成 3 0 年徳島市条例第14号、以下「条例」という。）条例第 8 条「公益上必要があると認めるとき」とは、次の場合とする。 (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供すると認められるとき。 (2) 本市の事務事業と密接な関連を有し、若しくはその円滑な執行に寄与すると認められるとき。 2 条例第 8 条「その他特別の事由があると認めるとき」とは、次の場合とする。 (1) 災害その他の緊急事態の発生により応急の用に供するとき。 (2) その他市長が特に必要と認めるとき。 ① 公的機関が主催・共催・後援するとき又は公的機関の副申書があるとき。 ② 学校行事など。 ③ 徳島市の観光振興や川の P R となるもの。 ④ 乗船料又は参加料等を徴収する計画において、収益を目的としない若しくは収益はあるが非営利と認めるとき、等。
	参 考 事 項	徳島市栈橋の設置及び管理に関する条例施行規則
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 2 0 日設定（令和 8 年 6 月 3 0 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 1 0 日（休日を除く）
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 2 0 日設定（平成 年 月 日最終変更）